

# 季節労働者同保所有

2

トックンパ業事會社

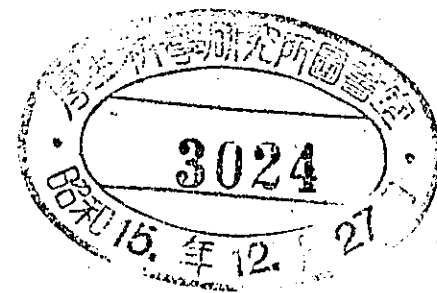
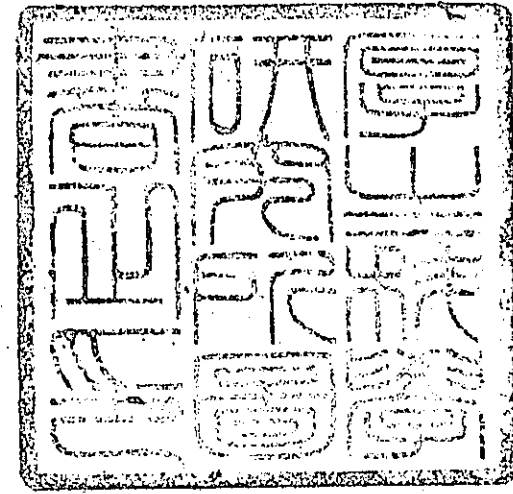
国立保健医療科学院蔵書



\*10012204\*

トックンパ業事會社

|    |
|----|
| SR |
| 14 |



季節共同保育所

# 季節共同保育所 目次

はしがき……………(一)

## 経営篇

問題の所在……………(一)

村人の理解と協力……………(二)

保 姆……………(三)

開所前の準備……………(三)

閉所後の始末……………(四)

## 保育篇

保育所の一日……………(五)

丈夫なからだ……………(六)

よい習慣……………(七)

たのしい遊び……………(七)

給食……………(八)

手のかゝる子供……………(九)

乳兒をあづかるには……………(九)

参 考 篇

幼兒の集團遊び……………(一五)

給食とちやつの献立……………(一九)

保育所日誌の一例……………(二三)

經營事例……………(二五)

實施参考書案内……………(二九)

文 献 目 録……………(三二)

は し が き

農村は今や未曾有の勞力不足に悩んでゐる。青壯年男子が出征し、時局産業へと奪はれるばかりではない、小學校を卒業したばかりの少年すらが、勞務動員計畫により都會の工場へと、又移民政策により滿蒙開拓青少年義勇軍等として大陸目ざして、續々と離村を餘儀なくされてゐる。この様な勞力不足の農村が又、軍需品供出、銃後國民食糧確保等の爲、今日程重要な任務を擔はされた事は未だ曾てないのである。

勞力不足の現状と生産力増進の要求、この二つの矛盾を、婦人と老人、子供、又劣弱の男子等の激しい勞働強化によりどうか切拓いて行かねばならぬ立場に、今や農村は立たされてゐる。

勞力不足對策として眞先に考へらるべき農業機械化の普及發展は、資材不足による機械の生産制限によつて、又より根本的には、土地問題の強き制約によつて阻まれてゐる。残された方法は、勞働強化と共同作業の實施により能率を増進することである。農村當局が全力を擧げて農繁期共同作業を、又それを輔強する爲の生活合理化施設としての共同炊事、共同浴場、共同保育所等を勸奨しつつあるのも、且又それに呼應してこれらの協同施設が、根深き制約を蒙りながらも、舊き因習を蹴つて全國各村に普及發展しつつあるのも、この必然性あればこそである。

しかも又、是の如き止むに止まれぬ必要から採入れられた此の生産並生活の協同形態が、いろ／＼の思ひがけぬ利益や又新しい問題や、將來への新しい見通し等を、農民の生活に與へたし、又與へつつある事も亦否定出来ない事實である。

本書に述べんとする季節共同保育所に就て考へてみるに、その設置は共同炊事、共同浴場等と相俟つて、婦人の家事勞働

の負擔を軽減し、それだけの時間と勞力とを生産勞働に向けさせる事によつて農村の生産力不足を補ふばかりではない、それは、今迄ばらばらに、あちらこちらにかたまつて遊んでゐた子供達を一つ場所に集める。今迄何の意識的教育も施されず放つて置かれた子供達は、朝から晩迄の生活を保姆に指導される。子供の身心の健全な成長の爲の教育、共同生活の訓練等がなされるに此の上ない好い機會が此處に作り出されたのである。「三つ子の魂百まで」といふ言葉が眞實ならば、目前の勞力不足對策として生れた季節保育所が、今迄顧られなかつた農村乳幼児の保育問題を前面に押出し、その重要さを今更乍ら意識させ、それに就て多くを考へさせ研究させる緒を開いた事は、國家の爲、又農村の將來の爲にこんな幸福なことはない。

それのみではない。季節共同保育所は、子供を通じて深く母親の生活に結びついてゐる。大事な子供を一日あづける保姆への母親の信頼、親しみは云ふ迄もない。更に母の會が組織され、懇談會、講演會、講習會が開かれ、おひるの榮養共同給食が母達の手でなされるならば、保育所は、農村婦人の目を啓き、自らの生活を切り拓き行く知識と希望と力を呼び醒ます助けとなることも出来るのである。又、共同保育所經營への村人全體の理解と協力は、協同の利益を實際を通じて農民に教へ、共同炊事、共同浴場等への發展へ導き、協同による村の生活合理化を一層促進するに役立つのである。かうしてこそ始めて農村の生活は向上への第一歩を踏み出すであらう。

現在の季節保育所の實際は必ずしも以上述べたような好ましい状態に行はれてゐるものとは云へない。

しかも季節保育所が明日の明るい農村の爲に負はされたこの大事な役目を果し得る爲には、個々の保育所の質の向上こそが問題なのであつて、徒らに數のみ殖やしても、たゞ莫大な費用を無駄にする結果としかならないのである。季節保育所の現状批判と指導方針の確立が現在特に緊急の必要とされる所以は此處にある。本書は遺憾乍らこの必要を充たすには餘

りに貧弱なものである。併し乍ら現在の季節保育所の質的向上を望むこと切なる餘り、微力をも顧みず此處に以上に述べた見地から季節保育所の機能・内容等につき、不十分ながらその現状の批判に出發して二、三の方向を指示したものである。即ち一は部落團體による經營の協同化、一は保育内容の革新によつて、季節保育所の質的向上を企圖したものである。

經營篇は本研究所助手浦邊史が、保育篇は同雇阿部和子が夫々分擔執筆したものである。執筆にあつては、菅忠道、山下肅郎、瀧澤一郎、古木弘造、根岸マツエ諸氏の所論、經驗に教へられるところ尠からず。保育篇の健康保育に就ては安藤雅惠氏の指示を受けた。又參考資料の蒐集にあつては厚生省兒童課、道府縣社會課、帝國農會、寫眞については保育問題研究會の三木安正氏に負ふところが多く、茲にこれらの人々に深く厚意を謝する次第である。

戦時下に於ける農村社會問題の精密な分析なしには、その解決策の一としての季節保育所の將來を明かに指示することは不可能と云ひ得るであらう。農村社會に關する専門的研究も素養もなく又季節保育所の實際に携りその生まゝしい苦勞を長期にわたつて體驗することもなしに、手引書などを書くのは僥越の至りとも考へられる。この書がこれ等の點で特に缺くる所あるを深くお詫びすると共に、季節保育所關係者の生きた經驗によつて嚴しい叱正を切望する次第である。

昭和十五年三月

財団法人中央社會事業協會

社會事業研究所

# 經營篇

## 問題の所在

季節保育所が各地の農村に開設され始めたのは大正の末頃であるが、あれから十數年経つた。開設數は年々増加するばかりで、とりわけ支那事變になつてからは激増した。

|       |        |
|-------|--------|
| 大正十三年 | 四八     |
| 昭和四年  | 一、一四四  |
| 昭和八年  | 四、八八二  |
| 昭和十二年 | 一、五六二  |
| 昭和十三年 | 一六、五三八 |

(厚生省社會局調査)

今までは上からの奨励時代とでも云つたらよいか主として數多く設ける事に力が注がれてゐた。季節保育所が或る程度に普及されるまでは之も必要であつたであらう。ところが支那事變による農村勞力不足對策や農村乳幼児保護の重大さから季節保育所の機能や内容の充實が改めて反省されるやうになつて來たのである。

全國で一萬六千餘の季節保育所の中には勝れた經營者や保姆を得て正常な發達を遂げてゐる所も尠くないであらうが之とは反對に名ばかりの所も見受けられるのである。

各府縣社會課の季節保育所指導上の難點を示せば次の如くである。

道府縣社會課指導上の難點調

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 一、經營者、指導者に關するもの   |            |
| 1、經營適任者を得ること困難    | 三          |
| 2、指導者難            | 一          |
| 計                 | 四 (七、一四%)  |
| 二、保姆に關するもの        |            |
| 1、保姆適任者を得ること困難    | 一八         |
| 2、保姆の待遇不良         | 一          |
| 3、交通不便のため講習へ出られない | 一          |
| 計                 | 二〇 (三、七一%) |
| 三、場所、設備に關するもの     |            |
| 1、乳兒受託設備なし        | 五          |

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| 2、保健施設なし          | 一             |
| 3、設備不完全           | 一             |
| 4、適當な開設場所なし       | 四             |
| 計                 | 一一 (一、九、六四%)  |
| 四、區域に關するもの        |               |
| 1、家庭からの距離遠隔       | 三             |
| 2、地域廣汎            | 二             |
| 3、開設時期區々、種別多樣     | 一             |
| 4、託兒送迎困難          | 一             |
| 計                 | 七 (一、二、五〇%)   |
| 五、經費に關するもの        |               |
| 1、町村財政緊縮による補助金少なし | 二             |
| 2、其他經營費缺乏         | 一〇            |
| 計                 | 一二 (二、一、四三%)  |
| 六、町村民の理解に關するもの    |               |
| 1、無理解             | 二             |
| 計                 | 二 (三、五八%)     |
| 合計                | 五六 (一、〇〇、〇〇%) |

(昭和十四年九月 本研究所調査)

即ち最も困る問題は保母難を第一として、経費不足、乳兒受託僅少、地域廣汎等がその主なもので、是等の事情は保育内容の貧困、農村生活へとけこみの不充分さを物語るものと云へよう。農村生活を高め豊かにするといふ見地から季節保育所の内容について考へてみよう。

第一に季節保育所を利用してゐる農民自身が保育所を自分等の身近なものに感じてゐるだらうか。残念ながら未だ村の人たちが十分に理解してゐてくれない所が多い。所によつては誤解され反感すら抱かれてゐるのである。次にあげた一例は村人がこの様な社會施設の持込みにどんな氣持であるかを端的に示すものと云へよう。

農繁期保育所は極めて森閑、保母は戀愛小説に讀み耽つてゐる。銃後努力の擴張を目ざした保育所の或日、あひにく今日も子供は一人も居ない。然し日誌には四十人の子供が、三圓のおやつを味ひつゝ楽しく遊んだのである。縣からの補助金は大きな子供のおやつになつても純朴限りなき村人は、これを公然の秘密として、「異人の國の工場まねしねえでも、百姓の餓鬼共は田の親と一緒に土や泥の中で喜んでつよよ」と言ふ（東朝昭一四、六、二〇鐵籬欄）

x

毎年のやうに村會の決議になつてゐながら思はぬ支障が出たりして、どうしても具體化しなかつた託兒所が、いよ／＼この十五日から開設された。

ものごとは、なんだかだと議論してゐるうちは樂だが、いざ一つ具體的に實踐しやうとなると却々容易なものではなく、しかも託兒所といふものがこの村としてははじめての仕事に屬するので、村當局のこれまでの苦心も並々ではなかつたのである。とかくなげ

やりの農民の性質のことだから、一應は屁理窟もならべるといふものゝ、それだけになにか縛られてもしたかのやうにささいでもみるのであらう。

「いくらなんだつて、まだ村の御厄介になるほど困つちやゐやせんで」

「さうともさ、子供ぐれいは今迄だつて自分の手でやつてきたら、この先だつてやつてゆけやすわい。いけねいでどうするもんで」見事に産み並べておき乍ら、二言目には喧嘩腰の農民ほど始末に困るものはない。

「村會も村會ぢやねえか！ こんなことを考へるより村税の一錢でも安くする方が、どのくれえ有難いかわかりやしねえ」

「さうともさ、金のかゝることばかり考へくさつて、第一、託兒所なんか、誰が考へたつて必要のねえ無駄ことだわい」

けつきよく、とどのつまりが不必要といふことに落着いて、態アみやがれと北叟笑み、陰で手を叩くのが例であつた。然しこの矢筈しい口も「事變」が封じてしまつた。

託兒數二十名以上に達した場合は、その部落に支所を設けることを細則に決定したものと、B部落が反對してたうとう支所をとりやめた理由を知つておく必要があるだらう。

○幼兒の服装は日常家庭に於て着用のものとし華美に亘らざること（細則二の三）

「誰がなんといつたつて、これを人なかへ出すにや、あまりみじめな身形みぢなみなりもさしておけやせんで」

「まさか家にゐる時みてえにボロも着せられやせんからなア」

「全くでござす。規則はかう書いたつて、そうはゆきやせんわい。出しておひきづり（不精者）だなんて笑はれるより、出さぬが利口ちうもんでござせう」

ものごとをむづかしく考へたらおしまひだ。到底いゝ結果なぞ得られはしまい。之が反對理由の一

○託兒料は一人一日三錢、一ヶ月八十錢とす。但し病氣、旅行等五日以上の缺席の外は控除せず。應召軍人家族及貧困にして納入



月八十銭の負擔は實に藪から棒の思ひもよらぬ事であつた。

「あんたア聞きやしたかい。儂やまたただとばかり思つてゐたのに、錢をとられるだなんて、しかも月八十銭てば、電氣料が出やすに」

「その通りでござす。一にも二にも金でござすなア」

もちろんこれは其の日其の日の間食代にあてられるもので、村としては一向得になるのではないのだが、仲々さうは考へてくれぬのだ。おそらく託兒一人當りの村の負擔は、少くとも五ヶ月を通し設備費、保母費を加算して平均したらば十圓は下るまい。そんなことにはおかまひなしになるほど、果して現在農村の母たちは子供の養育に關して無關心であるのであらうか？ たとへば家庭におくとしても、日に三錢位の、いやもつともつと多くの間食代を、無理に菓子でなくてもよい、なんらかの形において負擔してゐるに相違ない。にも拘らず、月八十銭といふ累計の前に啞然として、それがつまりは可愛いゝわが子の食になることを忘れやうとしてゐるのである。事實またその家庭の状態に應じて、負擔困難の場合は、但し書によつて立派に免除と規定されてゐるので、毛頭仙氣を頭痛にふり換へる必要はないのだが、そこがそれお百姓氣質といふ奴で、他人よりも見下げられるのが、命の次に積なのだ。第二の理由といふよりもこれが全幅的な源泉であつたといつてもよいであらう……

(農村青年報告 七八―七九頁)

保育問題研究會の菅忠道氏は東京府下の季節保育所參加報告の中で、次のやうな事實を示してそれらの地方では今なほ季節保育所が持つ目的から遙かに遠い所にあることを認めてゐる。

- 1、恩恵に浴するものは限られた子供だけで、養蠶地帯でありながら養蠶を営む農家の利用が案外少ない。最初は多いがだん／＼に子供が來なくなる。
- 2、一番手のやける乳兒や三四歳兒が來ず、繁忙の最高潮たる上簇の時に保育所に來てゐる子供の數が一番少なかつたこと。

3、人の中に出るのだからとわざ／＼白い御飯を炊いて辨當作りといふ特別の仕事が殖えて面倒だからと子供を休ませる。

4、ふだん着のまゝでといつてあるのにわざ／＼着替をさせて白いエプロンをかけてやつてくる。上の子には保育所へゆく着物を拵へたが、下の子には出來なかつたのでこの子は寄越しませんでしたとか、家ちや着物なんか作れませんからやれませんかといふ家庭も尠くなかつた。

5、おやつ代を一―三センとつてゐるところもあつたが、日錢をつかはないでよいと喜ぶ親もあると共に、反面金をつかつてまでは出せないといふ親もある。

6、子供の世話をする保母に感謝する親がある一方不信の念を以てながめる親もある。

是等は何れも一般に農民の保守的などころから新しいもの、上からのものに對する不信と目先の慾ばかりで判斷するため、現在のところこの施設によつて高められる勞働能率には限度があると見なければならぬ。

(保育問題研究 二ノ八)

此の様に季節保育所がその地方の實情に即し土地の習俗に適して、農民の生活感情を捉へて設けられ、村人自身がこうした施設を充分に理解して利用してゐない事を物語るものと云へよう。

我が國最初の季節保育所は明治二十三年鳥取縣氣高郡美穗村下味野に開設されたのであるが、

美穗村では遠耕と稱して十町も二十町も遠方に耕作に行く。秋の繁忙期には乳呑兒は連れて行くが、學校に行かない幼兒は放置されてゐるために、怪我をしたり、泥沼に落ち込んだりする。また監督者がゐないために過飲過食に陥る。土地の農夫、寛雄平といふ人がこれを可哀さうに思ひ、青年の夜學所にしてゐる家に子供を集めて世話をしたのが始めて、その後、男手では世話が困難であるため、農繁期に閑な庵住の尼さんを頼んで幼兒の守をして貰ふことにした。

(昭一五週報一七六の九頁)

と季節保育所が幼兒の生活保護を目的として農民自身の手によつて創始されたことを思へば、何が故にこの様な施設が農民の生活に即して發達しなかつたのであらうか。指導獎勵の任にあたる人々の充分反省してみる問題であらうと思ふ。

第二には季節保育所が農繁期の單なる一時的施設としてのみ考へられてゐる。年々歳々農繁期が來ればあたふたと保育所が開かれるが只それだけの事である。農村社會は都市に比すれば發達の後れた社會として因襲と不合理な生活が村の向上を阻害してゐる。季節保育所こそはこれら農村生活の不合理を改善し、生活にも文化的にも農村を高める端緒として、母體として考へられねばならない。

試みに季節保育所が母體となつて出來た農村社會施設の一例を示せば次表の如くであるが、施設數の多いのに比してあまりにも發展が乏しいのに驚くであらう。

季節保育所が基本になつた社會施設

| 府縣名 | 農村隣保館 | 常設保育所 | 兒童保健施設 | 共同炊事 | 計 |
|-----|-------|-------|--------|------|---|
| 神奈川 | 三     | 一     | 一      | 五    | 八 |
| 大阪  | 一     | 一     | 一      | 一    | 四 |
| 廣島  | 一     | 一     | 一      | 一    | 四 |
| 長野  | 二     | 一     | 一      | 一    | 五 |
| 岐阜  | 一     | 一     | 一      | 一    | 四 |
| 新潟  | 一     | 一     | 一      | 一    | 四 |
| 秋田  | 一     | 一     | 一      | 一    | 四 |
| 鹿島  | 一     | 一     | 一      | 一    | 四 |
| 宮城  | 二     | 一     | 一      | 一    | 五 |
| 奈良  | 一     | 一     | 一      | 一    | 四 |
| 計   | 三     | 一     | 一      | 五    | 八 |

群馬

|   |   |   |   |    |    |
|---|---|---|---|----|----|
| 計 | 九 | 三 | 一 | 一〇 | 三一 |
|---|---|---|---|----|----|

備考 1、括弧内は常設以外の施設を併せ行ふものゝ再掲なり

2、兒童に對し營養給食をなしたものは數十ヶ所に上る

(船本數江氏季節保育所指針一四六頁)

三

第三に季節保育所は農村乳幼兒を充分に護り育てゝるのであらうか。春秋を通じて八十七萬餘の乳幼兒が保護されてゐるといふ統計の裏から農繁季節に次のやうな乳幼兒の傷ましい事故を報じてゐるのである。

農繁期幼兒放任による事故調

| ○傷害  | 挫傷   | 電擊傷     | 打撲傷     | 計   | 火傷  | 火傷  | 火傷 | 計 |
|------|------|---------|---------|-----|-----|-----|----|---|
| 挫傷   | 四    | 二       | 二五      | 一七一 | 火傷  | 一   | 一  | 二 |
| 電擊傷  |      |         |         |     | 火傷  | 二   | 二  | 四 |
| 打撲傷  |      |         |         |     | 火傷  | 二   | 二  | 四 |
| 計    |      |         |         |     | 火傷  | 二   | 二  | 四 |
| ○死亡  | 墜落溺死 | 四八七     | 土砂による壓死 | 一三  | 計   | 六二六 |    |   |
| 墜落溺死 | 四八七  | 土砂による壓死 | 一三      | 計   | 六二六 |     |    |   |
| 轢死   | 四八   | 燒死      | 九       | 計   | 六二六 |     |    |   |
| 轢死   | 四八   | 燒死      | 九       | 計   | 六二六 |     |    |   |
| 其他   | 五九   | 其他      | 六二六     | 計   | 六二六 |     |    |   |
| 其他   | 五九   | 其他      | 六二六     | 計   | 六二六 |     |    |   |
| 計    | 二二七  | 計       | 六二六     | 計   | 六二六 |     |    |   |

(昭一三・昭一四年度 厚生省兒童課調)

昨秋宮城縣岩出山では母親が隣家の大根拔の手傳に行つた留守中に、えいじこにいて座敷へおいた赤ん坊が飢えた豚

に喰はれて死んでゐたまるで嘘のやうな悲劇さへあつたのである。まだ、季節保育所の機能が十分に全國に發揮されてゐるとは云へないのである。

季節保育所には大別二つの型がある。その一つは所謂幼稚園型で、一番必要である幼児の生活の世話を忘れて村の子供の生活とは凡そ縁遠い内容の表情遊戯や手技を教へ込んでゐるところである。歌も手技も幼児の遊びの一つとして大切な事であるが、保育所では手を洗ふこと、鼻の下をきれいにすること、みんなで仲よく遊ぶこと等が何よりも先に實行すべき事である。家のまわりや野原で氣儘に遊んでゐた幼児たちは人慣れてゐないので急に保育所へ来たそれだけで直ぐ泣き出すものが尠くない。このやうな子供にすぐに唱歌や手技を教へようとしたら幼児たちは保育所を一日のぞいただけで再び來なくなつてしまふだらう。最初は保姆が面白いお話をしたり、人形芝居・紙芝居などで見せるほかは砂場、ブランコ、スベリ臺等で自由に遊ばせておいて一日も早く集團生活に慣れさせることに主力を注がねばならないのである。保姆になつた人は先生氣取を改めて、どこまでも子供好のをばさんが近所隣の子供達を一所に遊ばせてやる氣持がほしいものである。このやうな意味から幼稚園式の遊戯と手技を主とした保育法は季節保育所の保育法としては適當ではないのである。

今一つは鶏小屋式とでも名づくべきもので、一つの場所に幼児を一かたまりに寄せ集めて番をしてゐる所である。こゝでは保姆も幼児も一日が長く耐えられないのだ。子供の心をつなぎとめることが出來ない貧しい保育内容は保育法を身につけることをしない保姆講習會の責任でもある。私は東京府下の或る村の季節保育所を訪ねた事があるが、部落の田圃中の青年クラブに色褪せた朝日の慈愛旗が壁にかけてあるが、若い坊さんと保姆が數名の幼児と共に庭先にぼんやり佇んでゐたのが印象深く残つてゐる。それはちょうど田圃の眞盛で、クラブの前の田圃はまるで戰場のやうに殺氣立つてゐる。田の畔に幼児が泣きながら母を呼んでゐるが、その數は保育所にゐた子供よりはるかに多かつたのである。

#### 四

前述のやうに季節保育所が眞に時局的要望に應へ得る爲めにはその質を向上しなければならぬが是等を要約すれば次の二つになるのである。

- 1、農村生活合理化の母體として村人の理解と協力によつて經營すること
  - 2、保姆の養成方法を改善して保育を高めること
- この二つの問題についてその解決の方向を明かにして見たいと思ふ。

### 村人の理解と協力

#### 上からの助成と下からの協力

季節保育所は之を利用する村人の側から見ると、残念ながら未だ農民の生活にしつくりとけこんでゐないことは前に述べたとほりである。季節保育所が農村の乳幼児保護の上から、生活改善の上から、又勞力不足對策として必要なことは村人が身近の問題として充分理解できることなのである。ところが今日猶多くの保育所が、それを利用する村人の協力の點に於て不充足が見受けられるのは何かそれだけの理由がひそんでゐると考へなければならぬ。之は一般に村人が頑迷で、因襲や自己の經驗のみを信じて新しいものに對して深い理由もなしに反感を抱き易いためであらうが、むしろ新しい施設を村人自身の身近なものとして理解できるやうな導入がなされなかつた事に根本の理由があるのである。このことは村の農會や産業組合などに對して抱き易い官治的な上からの指導に對する反感でもあつて、季節保育所關係者の深

く反省を致すべき問題であらう。

想へば季節保育所の奨励助成たるや部落農家小組合と共に大正より昭和にかけて小作争議、水平運動等所謂農民運動の高揚期に於ける部落融和、地主、小作人の對立緩和策の一として何よりも上からの助長止むを得ない事情があつた。しかし現在ではむしろ農村勞力対策並乳幼児保護の目的のために隣保相扶を基調としてこれら施設に對する村人の協力が極めて必要な事情にある。上からの奨励助成の必要なことは勿論であるが下からの村人の理解と協力があつて始めて季節保育所は其の目的を達することが出来るのである。新設されるころでは下からの農村の必要や村人の希望をうけ入れてその村にふさわしい形で開設されなければならない。一片の廻狀位で何が何だか利用する村人自身は充分に納得いかないのに役場のすゝめだからとにかく子供をだして見ようといった風では、子供が泣かされたといへば保母を難じ、間食代一錢を出すことにもなれば、それを反對の理由にして子供を出さなくなるのは當然であらう。

季節保育所の理解利用等に關して村人と膝を交へて長い間倦まず撓まず、あらゆる方法をもつて不斷に啓蒙活動を続ける必要も亦こゝにあるのである。

#### 農閑期の啓蒙活動

季節保育所が村人に充分に理解され、利用されるためには、村人又は部落民の協力一致による經營であることが望ましいのである。

或篤志季節保育所經營者は次のやうな嘆きを時折洩らした。

「自分達が犠牲的に苦心慘澹して託兒所を開設してゐるにも拘らず、部落民も村民も村當局も餘り援助して呉れない。餘り有り難く思つても呉れない」

これらの人々は何故村民の聲を聞き、其の要求を捉へて開設しないのであらうか。季節保育所がお寺だけの慈善事業と

して村人に相談もなく獨善的に開設されるとしたなら村人は何等の關心も示さないのは當然である。村人は長い間貧困と過勞の生活に自ら耐えて來た。彼等は未だ生活的に餘裕が殆んどないのである。しかも慈善と獨善は彼等の最も厭ふ所なのである。補助金めあてに施設標準そのまゝに形ばかりとへのたりする現状では村の人たちは關心がもてないのも當然である。まして補助金が少なくなつたために二年目からはやめてしまふことなどは村人が季節保育所を理解する上にどんな悪影響があるか知れない。

農村に於ける生活改善の社會施設を村内に、部落に導き入れるためには農民の保守的な悪弊を適度に調整しながら健全な輿論を喚起し、村民一致、部落協同してさうした施設を設ける機運を呼びさます必要がある。それにはどんな啓蒙の方法があらうか。

#### 1、言論によるもの

部落懇談會（部落月例會、部落常會等）、青年團、青年學校の集會、敬老會、講演會等あらゆる機會に充分に説得すること、この場合既設近村のすぐれた經驗をきくことは最も有効である。

#### 2、文書によるもの

開設事例、寫眞、施設大要等をわかり易く解説して廻覽又は配布すること。

#### 3、感情に訴へて

村芝居、紙芝居、映畫、浪曲、講談等によつて直觀的に感情に訴へて理解させる。

#### 4、村の指導的な各團體の人々は必ず近村に開設した時に見學すること。

#### 5、農閑期を利用して府縣關係當局者に依頼して村民との懇談會を開くこと。

#### 6、啓蒙に際しては先づ第一に生活改善に熱意を示す男女青年層に働きかけること。

以上の如く季節保育所の健全な發達のためには、その指導的地位にある人は長い間執拗に啓蒙することが肝要で、形を整へることをあせつてはならないと思ふ。役人もこの點に充分な理解と指導を示してほしいものである。

#### 季節保育所の發展

今日の如く季節保育所が激増したのは、設置するのに比較的経費が嵩まず簡易につくられることも亦その理由の一である。部落の人々が充分にその必要と利用を理解したならこれを單に季節の一次的施設とのみ考へないで、これを一つの足場として農村生活共同施設の設置の方向に第二、第三段と發展せしめることも亦可能となる。開所、閉所の折に母の會を開いて乳幼児をまもり育てるために一段の骨折と工夫を惜まないならば農閑期の正月、二月、三月等の遊び日を利用して第二、第三回の母の會を開いて母の懇談會、母親學校等定期的な母親教育の機關に發展せしめることも亦可能であらう。更に季節保育所で給食させた機會を捉へて共同炊事の必要を充分理解させ之が設置の機運を起させることも出來よう。一方季節保育所開設を機として部落乳幼児全體の健康診断を實施して村内に母子健康相談施設を作る必要を理解させることも出來るのである。

と云つた風で部落毎に作られた季節保育所の理解協力に伴つて次第に村に綜合的隣保施設をつくる必要を知らせることも出來よう。かくて發達した農村社會に於ては村に中央隣保館(假稱)が設けられ母性と兒童の健康相談所があつて社會保健婦が各部落と連絡活動し、常設保育所を設置しておくのである。農閑期に於ては各部落から季節保育所保母志望者を中央隣保館に集めて保母、社會保健婦が指導者となつて實習を主として二—三ヶ月に亘つて養成する。(之は同時に村の花嫁學校でもある)農繁期になれば各部落に季節共同保育所が出來て中央隣保館の社會保健婦と保母が巡回指導の任に當るのである。新潟縣金津村では村營常設保育所に村内の婦人を保母として手傳はせ、農繁期になるとその中の三名が三ヶ所の季節保育所の主任として農閑期保育園で實習した助手を相手に開設してあるが、この實例などは今後の季節保育所の

經營上からも保母養成からも充分参考にしたいものである。かゝる理想に向つての一段階であることを保母は勿論經營者もはつきりと意識して當面の役割を充分に果さなければならぬと思ふ。

#### 經營形態

以上のやうに村人の隣保相扶の精神を基調として、農民自身が充分な理解と協力をなし得るためにはどうしても經營形態を之に即應して村民、部落民が理解し、協力し易いやうな形態に改められねばならない。

従來經營主體は農家小組合、寺院、小學校、婦人會、愛婦、農會、町村、兒童保護會、佛教聯合會、銃後奉公會等區々であり、又その経費の支辨に於ても色々である。保育所が眞に健全な發展をなすか否かは主としてこの點にある。即ち誰が經營者になり、如何なる區域を單位とし、如何なる経費でどう經營するかである。

この問題に就いて現在の季節保育所が農村各部落に於ける農家小組合の共同作業の必要から必然的に生ずる共同炊事・共同保育所等の生活共同施設に解決の鍵を求めてみたいと思ふ。

事變による農村勞力不足對策として最も汎く奨励されてゐる共同作業が發達すればするほど之に伴つて生活も共同化しなければ共同作業も充分には其の目的を達することが出來ない。季節共同保育所は共同炊事と共に農家の日常生活を組織替したものと理解する時にはちめて農民自身の生活施設として堅實な發達をするのである。農家小組合と生活共同施設の發達を見れば左表の如く一般的事業を營む農家小組合一六萬餘のうち共同炊事は二一〇ヶ所、共同保育所は三、〇四五(農家小組合數の二%)であつて、共同作業の急激な發達に比して日常生活の共同化は極めて後れてゐると云はねばならない。又共同保育所の發達に比して共同炊事が跛行的に立後れてゐるのである。ところが社會事業としての季節保育所は一六、五二八の多きにわたり、僅かにその一八・四%が部落の農家小組合が經營し或は協力してゐるに過ぎない。即ち季節保育所の大部分は共同作業に即應してくらし方の改善の一部として未だ農民自身が理解し協力するところなく、共同作業の

農家組合下農村生活共同施設ニ關スル調査

(昭和十三年度)

| 地方別 | 農家組合數  | 一般組合的農家數 | 共同作業實施組合數 | 共同炊事數 | 共同保育所實施組合數 | 季節保育所數 | 共同保育所ノ對スル百分比數 |
|-----|--------|----------|-----------|-------|------------|--------|---------------|
| 北海道 | 六、三四四  | 六、三四四    | 三、二一〇     | ?     | ?          | 四二七    |               |
| 青森  | 四、七二五  | 三、二三四    | 一、四三二     | 二     | 二          | 三五四    |               |
| 岩手  | 三、二一六  | 三、〇〇〇    | 二、〇〇〇     | 一五    | 三〇         | 三〇〇    | 六七・六          |
| 宮城  | 三、八八九  | 三、三六一    | 二、〇〇〇     | 九     | 五          | 六九五    |               |
| 秋田  | 三、五三三  | 二、八四四    | 一、五三三     | 〇     | 一〇         | 二七〇    | 四〇・七          |
| 山形  | 六、四五六  | 三、三六六    | 三、二六六     | 一七    | 二五         | 六九九    | 四三・三          |
| 福島  | 一〇、〇〇一 | 五、六三〇    | 二、〇三四     | ?     | ?          | 五九〇    |               |
| 茨城  | 六、九六六  | 四、五四一    | 二、一〇〇     | 九     | 一          | 一五七    |               |
| 栃木  | 五、七九六  | 四、一九九    | 二、一三三     | 二     | 一          | 三四五    |               |
| 群馬  | 五、八八九  | 三、〇〇〇    | 一、七〇〇     | 二     | 一          | 二四七    |               |
| 埼玉  | 九、三三七  | 四、三六七    | 二、三七七     | 二     | 一          | 一四六    |               |
| 千葉  | 六、三三六  | 四、一六〇    | 三、〇〇〇     | 二     | 二          | 五六一    |               |
| 東京  | 一、七三六  | 七五九      | 八三三       | 二     | 三          | 六六     |               |
| 神奈川 | 三、〇六〇  | 一、五二八    | 一、一三〇     | 二     | 三          | 一九二    |               |
| 新潟  | 七、八八九  | 四、三七七    | 三、〇七九     | 二     | 二          | 四九九    | 五三・六          |

| 地方別 | 農家組合數 | 一般組合的農家數 | 共同作業實施組合數 | 共同炊事數 | 共同保育所實施組合數 | 季節保育所數 | 共同保育所ノ對スル百分比數 |
|-----|-------|----------|-----------|-------|------------|--------|---------------|
| 富山  | 二、四〇四 | 二、三三六    | 二、〇〇〇     | ?     | 三          | 二八二    |               |
| 石川  | 三、四四七 | 一、二七九    | 一、〇六〇     | 一     | 七          | 一四〇    |               |
| 福井  | 一、六七九 | 一、六七九    | 一、六七九     | 二     | 三          | 一四四    |               |
| 山梨  | 二、六二七 | 二、六二七    | 一、三三三     | 二     | 七          | 九七     |               |
| 長野  | 八、六六六 | 六、六一六    | 七、一〇七     | 二     | 〇          | 九四     |               |
| 岐阜  | 四、七〇七 | 四、五五五    | 四、〇〇〇     | 一     | 一          | 四四     |               |
| 静岡  | 七、七二六 | 三、五四六    | 二、〇〇〇     | 一     | 一          | 二二〇    |               |
| 愛知  | 四、三〇九 | 四、三〇九    | 四、三〇九     | 一     | 一          | 一〇二    |               |
| 三重  | 四、五三四 | 四、五三四    | 四、五三四     | 一     | 一          | 一〇二    |               |
| 滋賀  | 二、六六六 | 一、四五六    | 一、二二〇     | 一     | 〇          | 三三     |               |
| 京都  | 四、三〇九 | 四、三〇九    | 三、二六〇     | 一     | 六          | 三三     |               |
| 大阪  | 四、三〇九 | 四、三〇九    | 四、三〇九     | 一     | 六          | 三三     |               |
| 奈良  | 二、六六六 | 二、六六六    | 二、六六六     | 一     | 一          | 一〇二    |               |
| 和歌山 | 二、八四三 | 二、八四三    | 二、〇一〇     | ?     | ?          | 九〇     |               |
| 鳥取  | 一、五七七 | 四九八      | 一、四七七     | 一     | 三          | 六四     |               |
| 島根  | 三、〇〇〇 | 三、〇〇〇    | 一、〇〇〇     | 一     | 三          | 三三     |               |
| 岡山  | 三、四四七 | 三、四四七    | 三、四四七     | 一     | 三          | 一〇二    |               |
| 廣島  | 四、六六六 | 四、六六六    | 四、六六六     | 一     | 三          | 七四     |               |



|       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |       |       |       |         |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|---------|
| 山     | 徳     | 香     | 愛     | 高     | 福     | 佐     | 長     | 熊     | 大      | 宮     | 鹿     | 沖     | 合       |
| 口     | 島     | 川     | 媛     | 知     | 岡     | 賀     | 崎     | 本     | 分      | 崎     | 島     | 繩     | 計       |
| 四、九七五 | 二、九五五 | 三、二九二 | 四、五〇〇 | 三、三七一 | 七、〇〇〇 | 二、二三五 | 三、九三三 | 六、六三三 | 一〇、四〇三 | 五、七〇一 | 七、二五八 | 三、四八七 | 三三、九六五  |
| 四、九七五 | 三、九五五 | 三、二九二 | 四、五〇〇 | 三、三七一 | 七、〇〇〇 | 二、二三五 | 二、五五八 | 六、四四九 | 五、八三二  | 三、三四五 | 六、三三八 | 一、〇〇〇 | 一六六、〇四四 |
| 一、二六二 | 三、九五五 | 一、二九四 | 四、五〇〇 | 二、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 二、二三五 | 二、九三三 | 三、三三三 | 二、〇〇一  | 一、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 一、〇三三 | 一〇八、八八〇 |
| 一     | ?     | 五     | ?     | ?     | ?     | 五     | 二〇    | 二     | 二      | 二     | 三     | 二     | 二〇      |
| 二八    | 二〇    | 一四三   | 二〇    | 一     | ?     | 二〇〇   | 三     | 二七    | 五      | 五     | 三九    | 二八    | 三、〇四五   |
| 七五八   | 三〇    | 二九    | 三六一   | 四七    | 二六三   | 五九四   | 一九八   | 三五八   | 二五四    | 三三七   | 三四一   | 一三    | 一六、五八八  |
| 一     | 一〇〇・〇 | 一     | 四六・〇  | 一     | 一     | 三三・六  | 一     | 一     | 一      | 一     | 一     | 一〇〇・〇 | 一八・四    |

備考 帝國農會調査による 但季節保育所数は厚生省社會局調査による

實行主體として部落を中心に設置されてゐないことを示すもので、現在の季節保育所が有する次のやうな難點も亦當然であらう。

- 1、保育所が遠すぎて、子供の送迎が困難で充分利用できない。
- 2、乳児をあづかり難い。
- 3、共同炊事との關聯が乏しくて給食が充分に出来ない。
- 4、保育所の受託時間や閉所期間が共同作業のそれと一致しない。
- 5、農民の經費負擔の問題がうまくゆかない。

即ち數多い季節保育所は勞働力を犠牲にして生産力を維持し、勞働力の再生産のための生活<sup>くらし</sup>を人間生活以下の貧しい状態において勞働を続けねばならぬ農民への最小限度の施<sup>し</sup>として設けられて來たのであつて、保育内容の貧困も亦お話にならないのである。

農村の勞働の生産性を高めるためには勞働の協同化は勿論勞働力の再生産過程としての生活<sup>くらし</sup>を高めることによつてのみ可能であることが自明なことであつてみれば、季節保育所の今後の發展方向も亦各部落の農家小組合が主體となり、區域となり、組合の經費で經營することを原則とし、(實際問題としては生活施設を經營するのに最も適當なやうに現存の農家小組合を整理統合することも亦緊要であり、今議會に於ても部落團體法制化が論議されたのである) 村内各團體は統一されて之に後援、協力することこそ隣保相扶、協同經營の上から見て最も合理的な經營方法である。

### 指導並指導組織の統一

今こゝに府縣當局の季節保育所の指導を見ると未だ主として施設數の増加に専念されて、質の方面は充分考へられてゐないようである。私は昨秋ある縣の季節保育所座談會に参加した事があるが、その折に經營主體や經營方法や農民への啓蒙などはあまり考へられず只來年は今年の倍に殖す方策を種々攻究されてゐたのである。

全國二十五府縣の季節保育所の栞(開設手引)によればその經營主體は

- 一、その何れを問はざるも市町村の場合は成る可く各種團體私人に委任すること

三

- 二、その何れを問はず
- 三、特に市町村をよしとす
- 四、成るべく組合經營によるのが望ましい
- 五、お寺がよい

一六  
四  
二  
一

の如く特に協同經營を獎勵してゐる所は二縣にすぎず、一部落一ヶ所部落毎に設置區域を指示してゐる所は七縣である。又經營上の心得として慈善救済の仕事でなく隣保相扶奉仕協同の作業たる觀念で設置するよう指示した所は四縣である。以上の如く季節保育所が只社會事業的の性質のみにより設置され、共同作業や他の生活共同施設との聯關を充分に考慮し、農村勞力不足對策の一面を受持つものとして指導されてはならないのである。

これは季節保育所や共同炊事が社會課、衛生課の指導であり、經濟更生、共同作業等が農務課の指導であると云つた風に農林行政と厚生行政が系統的に分裂して相互の充分な連絡がないためである。事實農村では後者は指導組織も整備され、指導力も強固なのに反して前者は其點極めて微弱であるため共同作業と生活共同施設との開き更に生活共同施設のうちに設置安易な保育所のみが先行して共同炊事が跛行的に遅々たる發達をなしてゐるのである。上からの指導の不統一と獨善的獎勵を排して農村指導の關係官廳並團體が夫々協力して統一的指導をなすことが必要になる。之なくしてこれら施設の順調な發達は決して約束されるものではない。

即ち共同炊事を技術的に指導する衛生課、季節保育所の社會課、共同作業の農務課等が府縣農會、府縣社會事業協會、産業組合府縣支會等と協同して農村指導のための綜合的指導機關を結成してほしい。又各町村でも役場を中心に各部落農家組合、小學校、農會、産業組合、方面委員、愛婦、寺院、青年團等が農村生活改善のために統一的協同指導體を作り各部落農家組合の生活共同施設の活動を指導後援するやうに致すべきであらう。

## 保 姆

季節保育所に於ては保育主體（保姆）の問題が極めて重要條件となる。施設が短期である上に設備も不完全のために保姆にその人を得ない場合には單に乳幼児を世話することだけでも到底充分にはその目的を達成することが出来ない。こゝでは季節保育所保姆の現状、養成内容の改善、保姆の心構へ等について一通りの考察を試みたいと思ふ。

### 保姆になる人

季節保育所に保姆として働く人は從來どんな人達であつたであらうか。大別すれば

- 1、小學校、青年學校の女教員
- 2、婦人會員（愛婦、國防、主婦會、佛教婦人會、女子青年團）
- 3、寺院、神社、町村醫、役場吏員、小學校長、巡査、商店等の夫人又は娘
- 4、巡廻産婆、保健婦等
- 5、都市婦人（幼稚園、託兒所保姆も含めて）の輸入
- 6、小學校上級生、女學校生徒の勤勞奉仕
- 7、其他の篤志家

即ち今までは女教員、婦人會員、村内非農業婦人等を短期の季節保育所保姆講習會に出席せしめて働かせるものが大部分で都市に近いところでは女學校を卒業した都市婦人を輸入するところもあつた。特に事變になつてからは女學校生徒の勤勞奉仕作業の一として行はれるところも見えた。



季節保育所の保母は原則として村内婦人で、自給自足することが極めて必要であり、特に部落團體を主體として部落に設置する場合に於ては部落農家の婦人中より適當な人を農閑期に常設保育所の見學、實習によるとか、保母講習會に出席せしめたりして養成しておくことが充分に考慮されなければならない。このやうに保育主體を村におくことは經營上必要なことばかりでなく、直接には嫁ぎゆく者の修養となり、延いては農村婦人の教養を高める上からも、部落に季節保育所を理解せしめ、正しい乳幼児保育知識を普及するためにも、又季節保育所への協力をとほして隣保相扶の思想を培養強化する點からみても、極めて必要なことである。だが事變下季節保育所の激増と農村の勞力不足（手不足）の實狀はかゝる保母の自給自足を極めて困難ならしめてゐることから次の如き第二、第三の方策も亦必要止むを得ないことになる。

農村に於てその人を得ない場合には第二の方法として小學校、青年學校の男女教員、巡廻産婆、保健婦等の協力を求めることになる。事實全國の季節保育所保母のうち小學校の農繁期休業利用により教師が主體又は協力してゐる所は極めて多いのである。但しこゝに一言したいことは教師が眞に季節保育所の社會的意義を理解し、乳幼児保育の方法を充分に納得して自ら進んで乗り出すのでなかつたならば、教師としての職業的教授、監督に惰し易く乳幼児の心を捉へてたのしく遊ばせることは不可能であらう。

女學生の勤勞奉仕や都市婦人の輸入の場合には多くの場合百姓氣質に無理解であつたり、子供の言葉（方言）が通じなかつたり季節保育所に都市の幼稚園的なものを色濃く導入<sup>みまひが</sup>勝ちで、子供たちへの無理も大きく、季節保育所の發達上遺憾な點が尠くないので村や部落にこれらの人々を充分に指導し得る人の存在を條件としなければならない。

最後に村の婦人會員や寺社の婦人たちの活動において一番慎しむべきはともすれば保育態度が慈惠的になつたり、團體や社寺のために、結果に陥り易いことである。部落の農家のために協力奉仕するのであつて自分が愛婦の役員だからといつて愛婦の看板にのみこだはり、愛婦のために季節保育所に奉仕する如き態度はいましてほしいものである。

農村部落社會の一員として部落における農業勞働を高め、農村生活向上に奉仕する態度が何よりも重要な條件として考へられねばならない。

保母養成方法

季節保育所の保母は十六、七の娘から四十過の婦人に至る迄師範卒あり、女學校卒あり、高小卒あり、尋卒ありと云つた形でその學歷、教養にすい分甚しい差異があり、したがつてその養成方法も簡單ではない。

毎年農繁季節に近づけば各府縣に於て社會課及府縣社會事業協會等が單獨又は協同して季節保育所保母養成講習會を開催するのであるがその内容は次の通りである。

季節保育所保母講習會内容

——昭和十四年度北海道外二九府縣——

I、講習科目

A、季節保育所概論

イ、社會事業 二

ロ、兒童保護事業 三

ハ、季節保育所 一六

計 二二………二七・〇%

B、保育法 一〇

イ、保育法 一〇

ロ、唱歌、遊戲 一四

ハ、手技 九

二、童話

計

一  
三四……四三・六%

C、乳幼児保健、衛生

イ、榮養

三

ロ、乳幼児保育衛生

一〇

ハ、救急法

五

計

一八……二三・〇%

D、保育學

イ、心理學

三

計

三……三八%

E、其他

イ、宗教教育

一

ロ、婦女教育

一

計

二……二・六%

合計

七八……一〇〇・〇%

II、講師

府縣社會課員

四四……二九・七%

地方技師、醫師、看護婦長、營養技師

二七……一八・二%

師範學校、女學校教師

二〇……一三・五%

III、場所

小學校教師

九……六・〇%

幼稚園、保育所保母

三九……二六・三%

愛婦、社會事業家、宗教家

七……五・〇%

保母養成所講師

二……一・三%

合計

一四八……一〇〇・〇%

ヶ所

三

一

一

二

二

三

二

四

八……三八・〇%

小計

五

四

六

二

七

一

八

一

九

九……四二・九%

小計

一〇

二

一二

一八

|    |            |
|----|------------|
| 小計 | 四……一九・一%   |
| 合計 | 二一……一〇〇・〇% |

IV 期間と日数

四月下旬より五月、六月に亘り農繁直前二日又は三日開かれるところが多い。

|       |            |
|-------|------------|
| 二日 間  | 一……六一・一%   |
| 三日 間  | 四……二二・二%   |
| 四日 間  | 一……五・五%    |
| 五—七日間 | 二……一七・二%   |
| 計     | 一八……一〇〇・〇% |

V、受 講 者

婦人會、女子青年團幹部、保育所保母、方面委員、市町村吏員、小學校教員、宗教家其他季節保育所保母志望者にして

|         |            |
|---------|------------|
| 一〇〇名以下  | 二……一三・三%   |
| 五〇〇名以下  | 八……五三・四%   |
| 一〇〇〇名以下 | 三……二〇・〇%   |
| 二〇〇〇名以下 | 二……一三・三%   |
| 計       | 一五……一〇〇・〇% |

又受講者の中には銃後勤務奉仕のために女學生を積極的に聴講せしめたところ(青森、沖繩二縣)もある。

右にかゝげた季節保育所保母講習會の内容を主として保育所の質的向上の見地から見れば改善すべき種々な問題を含ん

である。その中主なるものをあげれば

1、講習科目に就ては保育法について唱歌、遊戯、手技等が別々の講師によつてばらばらに教授せられることである。

二日—三日の短期講習に於ては表情遊戯を教へることよりも、鶴の折り方を練習するよりも何よりも乳幼児の世話の仕方即ち生活訓練と遊ばせ方のコツを総合的に手をとつて實際にやれるように教へることである。

ばらばらに講義をきいてもそれを保育の實際に活用できず、ともすれば手技や表情遊戯を教へ込むこと——幼稚園の眞似をすること——に情し易いものも實に講習方法に罪があるのである。

2、この事は講師選定を誤つてゐるからである。

どこでも講師と云へば未だ嘗て農村乳幼児の生活や季節保育所を具體的に知らない、立派な人を集めたがこれがそもぐの間違である。是等の人々の多くは受講者の知識教養の程度を充分考へ、保育所の内容を充分に頭において授講しないので、受講者の求めてゐるものと與へることが出來ず、内容が明瞭でないような人的資源論、隣保相扶等を説いたり、季節保育所の給食には直接の役に立たない一般栄養等を説いたりするのである。或縣ではたつた二日間の講習會に、師範の先生に幼児保育法を話してもらつた所、學齡前幼兒期の特徴、一般保育の目的、保育五項目の教育的價值、保育材料選擇の標準を概念的に講義して、フレイベルの二〇種の恩物を一つ一つ説明して終つた所があるが一體フレイベルの恩物が季節保育所とどんな關係があるのであらうか。我國の幼児保育は未だ發達著しからず、眞の保育法は幼稚園や常設保育所の眞摯な保母の掌中に握られてゐることを知らねばならない。かゝる意味で季節保育所保育法は是非共府縣下常設保育所のまじめな保母をさがし出して、保母によつて保育實習や見學を加味して授講する必要がある。

又社會課の季節保育所係は農務課の經濟更生、共同作業の係と協同して從來の保育所の缺陷の批判の上に立つて季節保育所のあるべき姿を具體的に充分捉へて指導に當つてほしい。

3、講習期間は何れも四月下旬より五月、六月に亘り農繁季節直前に、しかも二—三日開催されるところが多い。農繁季節直前ではあまりに泥縄式で年々歳々来るべき年中行事対策としてはもつと農閑期に充分長期の講習をすることが望ましく、農繁期直前に行ふとしたらこの復習として行ふべきものであらう。二日や三日では只話を聴くより外に實習など思ひもよらないのである。

4、講習會の持ち方については村に於ける生活協同施設（共同保育所、共同炊事）を經營指導すべき人々に對するものと保育の實際に當る人々に對するものとに區別して開催すべきであらう。前者は農業共同作業の實施團體である農家小組（農事實行組合）の指導者を對象として經營中心に、特に農村における勞働力の保全、培養の見地から共同作業の一として、充分に理解し實行の必要を悟らしめることが必要になる。このためには社會課と農務課が府縣農會、府縣社會事業協會等と共同主催すべきものである。

又後者は各村に於ける保育にあたる保母養成で少くとも一週間—二週間（その郡に常設保育所があればそこで）實習を主とした講習を可能な限り郡單位に實施すべきである。

これは何れも農閑期（二月、三月）を利用してぢつくり實のある講習でその地方に適當な講師がいない場合は比較的常設保育所の多くある近くの都市から招聘することも必要とならう。

愛知縣に於ては兒童保護會が常設保育所保母を講師として短期（二日）、長期（一週間泊り込み）の講習會を開催する外特に新規開設村には常設保育所の保母を派遣して村單位の一日講習を行つてゐるが之等の經驗は充分に汲みとられてよいと思ふ。

5、季節保育所の巡回指導も亦効果のある講習方法の一である。季節保育所の社會的機能や保育法について充分研究してゐる人々若干名を縣の指導員に委嘱して縣下の季節保育所を開期中に巡回指導することは講習會の不備を補ふ意味に於ても極めて必要のことである。宮城縣ではこうした巡回指導を實施して極めて好成绩をあげてゐるようである。

6、神奈川県では季節保育所の保母會、保母親睦會を持つて彼女等の親睦、協力を計り、自發的教養機關たらしめてゐるが、このやうに保母自身の經驗を發表せしめ交換し合ふことは保母の保育を向上させる上にも、彼女等の自覺をより一層高める上からみても極めて重要なことである。したがつて閉所後は保母の慰勞をかねた經驗交換會を開いたり、保育日誌や經營の事例を輯めたりして來年度の事業の向上に資することが考へられるのである。

#### 保母の心構へ

季節共同保育所に保母として働く人の資格は、保育所の持つてゐる役割から考へればすい分注文も多い。よく云はれることは

奉仕的に働く人

幼児と遊びらせる人

偏愛せずどの子をも公平に扱へる人

細かいところに目を配る人

どんな困難にあつてもくちけず打解できる人

ぢみな服装の人

先生としてより親切なをばさんとして、姉さんとして

保育所の社會的機能を充分理解できる人

なるたけ若くて元氣な明るい人

仕事に對して強い信念、確信のもてる人